

子どもの事故予防地方議員連盟 規約

(名称)

第1条 本連盟は、子どもの事故予防地方議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、子どもの事故を予防するための施策の研究及び政策提言を推進し、もって子どもの生命及び身体の保護に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子どもの事故を予防するための施策の研究
- (2) 子どもの事故を予防するための政策提言
- (3) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同する地方議員及び現職でなくなった日から4年以内の者(以下「会員」という。)をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 政務調査会会長 1名
- (6) 政務調査会副会長 若干名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 若干名
- (9) 会計 若干名
- (10) 広報 若干名
- (11) 庶務 若干名
- (12) 監事 若干名
- (13) その他、会長が必要とする役職

2 本連盟に、別途規則で定める室を置くことができ、室長は役員とする。

3 本連盟に、会長が指名する顧問および相談役を置くことができる。

4 役員は、総会において選任する。

(任期)

第6条 役員は、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第7条 会長は、本連盟を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 幹事長は、組織内に関わる職務を執り行う。

4 副幹事長は、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 政務調査会会長は、政策の調査研究に関する調整を行う。

6 政務調査会副会長は、政務調査会会長に事故があるとき又は政務調査会会長が欠けた時は、その職務を代行する。

7 事務局長は、本連盟の運営に当たる。

8 事務局次長は、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

9 会計は、本連盟の出納に当たる。

10 広報は、本連盟の広報に当たる。

11 庶務は、本連盟の事業及び書記に当たる。

12 監事は、本連盟の会計を監査する。

13 顧問および相談役は、本連盟の運営に関し、会長に助言をする。

(会議)

第8条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は、本連盟の重要事項について議決する。

2 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。

3 総会は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、総会に付議する事項、急施を要する事項その他会長が必要と認める事項について議決する。

2 役員会は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第11条 本連盟の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額3,000円とする。

3 経費に不足を生じた場合は、総会の議決を経て、借入れをすることができる。

(会計年度)

第12条 本連盟の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本連盟の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(対外的な公表)

第14条 役員会で決定した事案は、役員会決定として対外公表することができる。なお、緊急を要する事案については役員会を経ずに会長声明として発出することができる。

(除名)

第15条 会員が次のいずれかに該当するときは、役員会において、その会員を除名することができる。

(1) 本連盟の名誉を毀損したとき

(2) 本連盟の秩序を著しく乱す行為をしたとき

(3) その他、会員として適当でないと認められたとき

(退会処分)

第16条 会費等を滞納し、相当の期間を定めてその履行の催告をしてもなお、その期間内に支払がないときは、役員会においてその会員を退会処分とすることができる。

(規則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が規則として別に定める。

附則

(施行)

第1条 この規約は、本連盟の成立した日から施行する。

(会計年度の特例)

第2条 初年度の会計年度は第12条の規定に関わらず、令和元年10月4日から、令和2年3月31日とする。

附則

本規約は、令和4年10月21日から施行する。

附則

本規約は、令和5年10月16日から施行する。

附則

本規約は、令和6年10月30日から施行する。